平成２６年（フ）第３１号
広島県三次市三次町667番地２
債務者　重田恵美子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第２５３号
高知市葛島４丁目８番41号　コーポユラナス202
債務者　安岡　一誠
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６５号
沖縄県浦添市伊祖５丁目４番17―203号　ピアヒルズＯＣＩＭ
債務者　与那城泰希
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２０１号
沖縄県那覇市牧志２丁目22番18号　４階３―Ｂ
債務者　仲本　　守
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２２２号
沖縄県浦添市内間２丁目４番11―605号　キャッスルライト
債務者　宮城　良一
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２１６号
岩手県岩手郡雫石町板橋23番地５
債務者　岩崎美枝子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２２号
岩手県久慈市天神堂第35地割75番地３　ホワイトパレス102号
債務者　川平　　拓
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第３４号
山形県鶴岡市城北町27番４号　サンハイム202号室
債務者　海藤　美喜
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第１３６号
静岡県富士市蓼原767番地の９　レオパレス潤107号、前住所静岡県富士市厚原1565番地の14
債務者　小林　順也
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第５８号
三重県松阪市駅部田町1078番地11　シュガーヒル102号
債務者　長谷川勝美
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１４７号
香川県高松市国分寺町新名1627番地８
債務者　佐藤　　清
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５４号
香川県さぬき市鴨庄3871番地　コーポジュネ１―106
債務者　谷口　　学
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０３７号
福岡県宗像市鐘崎137番地２
債務者　入江栄三郎
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０３９号
福岡市西区姪の浜５丁目22番13号
債務者　大塚　浩二
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０４３号
福岡市南区弥永４丁目４番26―402号
債務者　原田　公子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０５５号
福岡市城南区南片江２―９―22サンハイツ大穂101、住民票上の住所福岡県筑紫野市大字山家4653番地３
債務者　椎木　知彦
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０６０号
福岡市博多区諸岡３丁目５番13―102号
債務者　上野　　涼
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０７５号
福岡市南区大池２丁目２番12号
債務者　野尻　武志
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部